

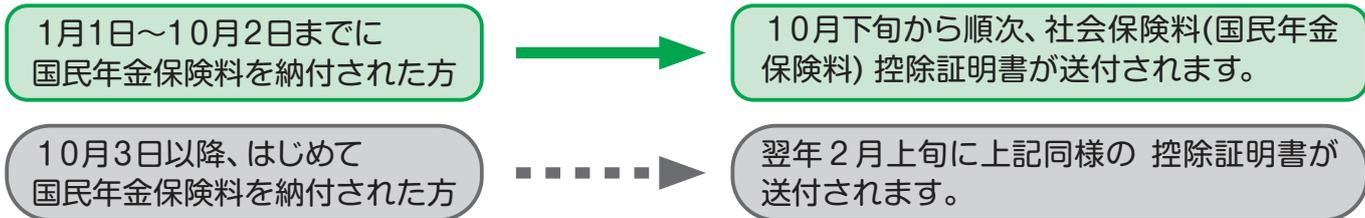
年末調整や確定申告には 社会保険料控除証明書を！



社会保険料控除に証明書が必要です

所得税および市町村民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する控除証明書や領収書等の添付が義務付けられていますので、お手元に届いたら使用するまで、大切に保管ください。



◇電子データの控除証明書

e-Taxでの確定申告等に簡単に利用できる電子データとして、控除証明書をマイナポータルで受け取れます！
 ※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方は、郵送でなく電子送付となります。加えて今年度は、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての方に電子送付を行います。ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している方には電子送付は行いません。
 詳しくは、日本年金機構HPの電子送付サービスに関する説明ページをご確認ください。

◇ご家族の国民年金保険料も納めている方は？

配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、その納付額の全額が納めた方の所得税等の控除対象となります。
 ※納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。
 ※日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>) 内で、よくあるご質問 (Q&A) 等、控除証明書に関する情報をご案内しています。また、相談チャットも開設しており、対話形式により自動で24時間いつでも対応しています。

年末調整や確定申告のお手続きの際は、この証明書や領収書等の添付をお忘れなく！

◇控除証明書を紛失した場合は・・・

「ねんきん加入者ダイヤル」または「函館年金事務所」へお問い合わせください。
 「ねんきんネット」のIDを取得している方は「ねんきんネット」からいつでも再交付申請ができます。(申請から送付まで約1週間かかります。)

ねんきん加入者ダイヤル

【専門お問い合わせ先】 ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)
 ※050から始まる電話の方は☎03-6630-2525へおかけください。

【受付時間】 ○月曜日～金曜日 午前8:30～午後7:00
 ○第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

～国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～
 = 年金は世代と世代の支え合い =

お問い合わせ先	・町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453) ・函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-31-9086)
---------	--